



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『成長の循環とその条件』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

# 3

## 2018 Vol.172

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

### ■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114

## 会長室から、こんど~です

3月になり少し暖かくなってきましたが、確定申告の時期でみんな頑張っています。

確定申告終わってしばらくすると、税務署から連絡がある人がいます。

このくらいならばいいだろうと思ってバイトやパートでお仕事していた人です。

まず主婦のパートは**ご主人の扶養の範囲内は103万ですよ！**

これを甘く見ていると、わかった時に本人だけでなくご主人の会社にも迷惑をかけます。**特にパートやアルバイトを掛け持ちしている人は本来確定申告をしなければなりません（複数の給与を合計して正しく税金を計算するため）**

今まではきちんと申告をしている人は少なく、言われて払う人や、だいたいでいいだろうという人が多かったのです。多少のミスは見逃されていたと思います。調べるにも税務署にも限界があります。

しかし、**マイナンバー**が導入されてから番号で名寄せすれば簡単にわかるようになりました。

**（マイナンバーの導入に最も力を入れたのは国税庁です）**

特に普通のサラリーマンの配偶者の収入（奥さんがご主人に内緒でパートしてたなんてこともあります）

後は扶養となる高校生以上のお子さんをお持ちの方（アルバイト頑張りすぎて103万を超えてしまった）

年金をもらっているお年寄り（元気で働けるので副業やアルバイト、これも注意年間20万を超える所得がある場合は確定申告が必要）

事業者は必ずどこの誰にいくら支払ったかを市町村に報告します。

株式売買の儲けも、銀行の預金口座もマイナンバーで全部把握できます。

大きなお金の動きやたくさんの株口座などを一瞬にチェックできてしまうのです。確定申告をしないとお尋ねの手紙が税務署から来ますよ。

**言われてから申告すると本税の他に無申告加算税というペナルティが付きます。**

**（原則税金の15%です）しかも税金払うまでの期間の延滞税も取られます。**

今流行の**メルカリ、ヤフーオークション、などネットで売買して得た利益**も金額によっては税金がかかることもあります。特に**宝石やブランド品などは要注意**です。今までにない大きな収入があったときは申告の必要があるかどうか自分で確認しましょう。

よく聞く話が、申告しなくて大丈夫と言われたのでしていなかったら、税務署から申告しなくては大めと言われた。

あとは誰かが税務署に情報提供するというのでバレます。

税務署の人は職業柄色々と目を光らせています。普通に駐車場を見て申告してあるかなとか、このお店は繁盛しているけど申告はどうなっているかなとか見ていると思います。私が税務署員だったらそうします。

**マイナンバー制度でなかなか厳しくなってきた確定申告のお話**でした。

記憶の何処かにとどめておいていただけるとありがたいです。

ありがとうございます。

# マイナンバー



(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『成長の循環とその条件』

みなさま如何お過ごしでしょうか？弊社では、毎年この時期は、確定申告真っ只中です！！今年は、インフルエンザが猛威をふるうなか遠隔出勤でも対応しながら乗り越えてきているみたいです。確定申告が終わる3月15日頃には、毎年春めいてきます。

ところで今日は、『成長の循環』という事についてお話をしてみたいと思います。成長の循環として思いだすのが、以下の『PDCA理論』です！！

### PDCA理論

#### ① P（事前準備・計画）

何ごと事前準備と計画ですね！！

孫子ではありませんが、戦う前に勝敗決まるという事です。

#### ② D（行動・実践）

戦略に基づき行動レベルの戦術まで実践計画をするという事です。

行動の役割分担です。

#### ③ C（チェック・内省）

結果として勝ったか負けたか、数字をチェックします。

何故、勝ったのか？

何故、負けたのか？

勝ち負けの原因を分析します。

#### ④ A（再行動）

チェックに基づき再行動を繰り返します。

そして人間力を基にして企業も個人も成長していくという訳です。



そこで面白いデータがあります。このPDCA理論を用いても成長する企業とそうでない企業があるそうです。それは何故なのか？成長するには、成長するための条件があるという訳です。

『人間・企業は、悔しさをバネにして比例して成長する』という事です。

PDCA理論とは、情報収集⇒予測⇒事前準備⇒学習計画⇒実践⇒内省⇒再行動です。

再行動の時に『悔しさ』がないと成長しないという事です。

なる程ですね???個人も企業も『悔しさ』というハングリー精神や情熱が、成長を生むような気がします!! 如何でしょうか???

最後になりましたが、このたいせい通信が配信される頃には、確定申告も終わっている頃です。いよいよ新年度の桜の時期です!! 益々みなさまのご活躍を祈念いたします。

(創業の地：熊本県八代事務所より)



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記

毎日更新しています！是非読んでください！

<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「財産承継と経営承継」

**事業承継**のご相談が増えている中、相談内容の多くは会社の株式等の後継者への移動方法です。子など親族が会社を継ぐ場合は、従業員や他人が継ぐ場合と比べ、税金の優遇措置があります。また、株式が後継者以外の親族が持っている場合に株式を買い集める為の低金利の借入商品もあります。

**財産承継**の方法は承継する会社の経営状況、今後の見通し、家族構成、株主構成承継に要する年数によって方法は幾通りもあり、税金を納めたり、借入をしたり、相談者の納得する良い方法で実行していきます。

というのが前回までの事業承継のお話でしたが、今回のお話は財産承継のテクニックの話ではなく私が、お話を伺う中で最初に思う事。それは、第一歩は親子の話し合いがされているか？会社を継ぐか継がないか、親子できちんと合意がなされているか？「継がなければいけない」ではなく、「社長になりたい」と本気で思っているか？そして後を継がせたいなら経営者として英才教育を受けさせているか？という事です。

会社の経営を承継する事を経営承継と言いますが、**経営承継とは、社長になり企業価値を高めていく事で現経営者から引き継いだ会社の資源を基に、お金を生み出す力を最も大きくする事**だと思います。

その為には、後継者が会社を引き継ぐ意思を示す事。あくまで事業承継は後継者を主体に考え、現経営者が自由な立場で指導していける形が理想であると考えます。

また、**財産承継を進める際、経営承継を同時進行で進めていけばよりスムーズな財産承継が出来ます。**いつでもご相談下さい。

### 事業承継のチェックリスト

- 会社の株式評価をしている。
- 所有不動産の相続税評価を把握している。
- 所有不動産の取引価格を把握している。
- 後継者は特定している。
- 万が一の場合の相続税を把握している。
- 財産分与を決めている。
- 納税資源の準備をしている。



岡村 泰

**編集後記**：3月になりました。寒い日がたまにありますが、春の暖かさを感じられることが多くなってきます。お彼岸を過ぎた頃になると、いよいよ春になるという喜びに似た気持ちに満ちてきます。過ごしやすい季節になってくる反面、花粉症をもつ人にとってはつらい時期になります。私も花粉症が発症し、目がかゆいのを我慢しながら編集を行っております。皆様もどうぞご自愛ください。

